

新しい年に願いを込めて
白石城「除夜の鐘を鳴らす会」

大みそかの夜から元旦にかけて、白石城本丸内の鐘堂で、恒例となった「除夜の鐘を鳴らす会」が開催されました。この日、白石城には厳しい寒さにもかかわらず、家族連れや受験生、カップルなど大勢の人が次々と訪れ、それぞれ「良い年が迎えられますように」「入学試験に合格しますように」といった願いを込めて鐘を打ち鳴らしました。



人々の思いを乗せた荘厳な鐘の音は、新しい年を迎える城下町に響きわたっていました。

初日の出に願いを込めて！
白石城で「初日の出を拝む会」

1月1日の早朝、白石城三階櫓^{やぐら}において「初日の出を拝む会」が開催されました。



元旦の日の出時間は、午前6時53分。三階櫓からの初日を拝もうと家族連れなど多くの皆さんが集まりました。残念ながら、今年の元旦の空は雲に覆われてしまいましたが、その雲を押し上げるように東の空から初日が姿を現わすと、集まった人たちから大きな歓声が上がりました。平成18年への思いの願いを込めて初日を拝みました。

今年の健康もマラソンから！
白石城一周元旦マラソン

1月1日の早朝、長い伝統がある白石高校陸上競技部OB会主催の「白石城一周元旦マラソン」が開催されました。

今年で43回目となるこのマラソンには、同校のOBをはじめ約60人の市民が参加。一周2.5キロのコースを参加者一人ひとりの力に応じて、それぞれのペースで走り、参加者全員が完走しました。



終了後には、神明社でおはらいを受け、今年1年を健康に過ごせるようにと祈っていました。

年末年始の

イベントあれこれ

今年も元旦からキックオフ！
白石サッカー協会「けり初め」

1月1日、恒例となった白石サッカー協会主催の「けり初め」が、白石川サッカー公園で開催されました。



昭和43年から始まったこの「けり初め」には、市内はもとより市外から、小学生からシニアまでのサッカー愛好者約70人が参加。白石サッカー協会の佐藤浩会長のあいさつの後、参加者をシニアの部・ユースの部に分け、それぞれの部で紅白試合が行われ、元旦から熱い戦いを繰り広げました。

良いこけしができるように
こけしの初挽き

1月2日、弥治郎こけし村に隣接する小野宮^{このみや}惟喬親王神社（通称こけし神社）で恒例となったこけしの初挽きが行われました。

今年は地元弥治郎系の新山実さんのほか、遠刈田系の佐藤保裕さん、作並系の平賀輝幸さんの3名が、つめかけた大勢のこけし愛好家たちの見守りの中で熟練の技を披露しました。



出来上がった新年最初のこけしを神社に奉納した新山さんは、「今年も良いこけしができますようにと祈念しました。」と語っていました。

新年、伝統の技に思いを込めて
日本刀初打ち

1月2日、宮城県指定無形文化財の刀匠・宮城昭守（本名：眞一）さんの工房で、恒例の「日本刀初打ち」が行われました。



大鷹沢三沢の工房には、初打ちを一目見ようと刀剣愛好家などが訪れ、厳粛な雰囲気の中、玉はがねを熱してたたき、薄く伸ばして品質をみる「玉つぶし」と呼ばれる刀剣製作の最初の工程が行われました。工房内には玉はがねを打つ音が響き、愛好家たちは熱の入った作業を真剣な表情で見つめていました。

住宅火災から大切な命を守るために 消防法の改正により住宅用火災警報機の設置が義務付けられます

なぜ住宅に火災警報器が必要なのですか？

住宅火災による死者が急増中です。
住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割に及びます。
住宅火災による死者の約7割が逃げ遅れによるものです。
住宅火災から大切な命を守るためには、火災の早期発見が不可欠です。

いつから設置が義務付けられるのですか？

①新築住宅については、平成18年6月1日から義務付けられます。
②既存住宅（平成18年6月1日に現に存する住宅または新築、増築、改築などの工事中の住宅）については、平成20年5月31日までに設置しなければなりません。

どのような住宅に設置が義務付けられるのですか？

全ての戸建住宅や共同住宅が設置義務の対象となります。
なお、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器などの設置が免除される場合があります。

住宅用火災警報器とはどんなものですか？

感知器を天井や壁面に設置して、住宅

火災による煙や熱を自動的に感知、音や音声で警報を発することができます。これによって、就寝中など火災に気付きにくい状況でも早期の発見・避難が可能になります。

住宅用火災警報器にはどんな種類があるのですか？

「煙を感知する警報器」は居室や階段への設置に適しており、「熱を感知する警報器」は台所への設置に適しています（左図参照）。
それぞれ、電池を使うタイプと家庭用電源（100ボルト）を使うタイプがあります。



▲煙式警報器



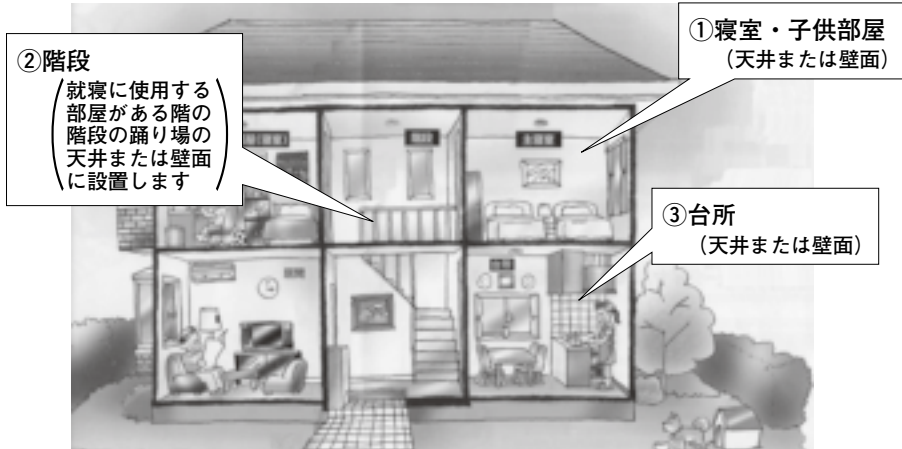
▲熱式警報器

誰が設置するのですか？

住宅の所有者、管理者、占有者が、自己責任において設置しなければなりません。

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

（例）住宅用火災警報器の設置箇所



④一階に四畳半以上の居室が5つ以上ある階には
①から③までの基準に該当しなかった階で四畳半以上の居室が5つ以上ある階には、廊下などに住宅用火災警報器が必要。

住宅用火災警報器を購入する際の注意点は？

①住宅用火災警報器の選び方
消防用設備業者や量販店などで販売されることとなりますが、市場価格は国産品、外国製品によりさまざまです。（数千円～1万数千円程度）
新築される場合は、建築会社などにご相談ください。
住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があり、この検査に合格した鑑定マークが付いている製品を購入の目安としてください。
②悪質な訪問販売にご注意！
住宅用火災警報器などの設置義務化に伴い、今後、巧妙な手口を使った悪質な訪問販売などのトラブルが危うされます。次の点にご注意ください。
・消防署職員が個人住宅を訪問し、あつせんや販売をすることはありません。
・消防署や市役所が特定の業者にあつせんや販売の依頼をすることはありません。



※住宅用火災警報器に関するご質問は、「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にご相談ください。

●フリーダイヤル
☎0120-5665-911

●受付時間 月曜日～金曜日（土、日、祝日を除く）、9時～17時
☎仙南地域広域行政事務組合
白石消防署予防係 ☎25-2259